

8930 Vol.75

ヤ ク ザ ゼロ



大切にしたい私たちの県花

🌸より明るく住みよい神奈川をめざして🌸



暴力団追放「三^{ワン}ない運動+1」の推進

- 暴力団を
- 恐れない
 - 金を出さない
 - 利用しない
 - 協力しない
- を実践しましょう



公益財団法人
神奈川県暴力追放推進センター

今秋の異動により神奈川県警察本部刑事部長に着任しました久田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

県民の皆様には、平素から警察業務の各般にわたりまして、とりわけ暴力団等の反社会勢力の排除に関しまして、深い御理解と御支援を賜っていることに対し、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢ですが、一昨年に分裂しました「六代目山口組」と「神戸山口組」の対立抗争は、いまだ終息しておらず、加えて、本年に入り、神戸山口組が内部対立し、新組織「任侠山口組」の結成が表明されていたところ、本年9月に、「任侠山口組」の関係者が神戸市内で射殺される、正に、住民が巻き添えとなる恐れのある凶悪事件が発生し、事態は複雑化、流動化を呈しております。

本県においては、昨年、六代目山口組系の関連施設に神戸山口組系の組員が、トラックで突入した事案など、対立抗争と認められる事件が2件発生したところであり、万一にも一般市民に被害が及ぶことのないよう、県警察では、引き続き取締りや警戒を徹底することとしています。

また、只今、お話しした六代目山口組系の事務所につきましては、その撤去に向けて、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会と県警察が連携し、

地元住民の訴えを基に、神奈川県暴力追放推進センターが原告となり、事務所使用禁止等仮処分命令の申立を行いました。裁判の結果、本年3月に、暴力団事務所として使用してはならない旨の

決定が出されたところであり、更に、9月には、その決定に違反した場合は、制裁金を課す決定がなされております。

これは、まさに住民の方々が暴力団にひるむことなく声を上げ、立ち上がり、粘り強く暴力団排除を続けてきた戦いの成果であるものと考えております。

県警察では、暴力団排除をより強化するために、平成23年4月に施行されました神奈川県暴力団排除条例について、県民の皆様のお意見を踏まえ、改正作業を行っているところですが、引き続き、県民の皆様をはじめ、神奈川県暴力追放推進センターや、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会としっかりと連携を図りながら、総合的な暴力団対策に取り組む所存です。

終わりに、皆様方のますますの御健勝と御活躍を心から祈念いたしまして、着任の御挨拶とさせていただきます。



第26回 神奈川県暴力追放 県民大会開催



当センターが主催する「第26回神奈川県暴力追放県民大会」を平成29年9月5日、県立音楽堂において、県及び県警察の後援のもと、開催いたしました。

大会当日は、県議会 佐藤議長、横浜地検 大谷検事正、県弁護士会 延命会長、県公安委員会 宮崎委員長をはじめ、多数のご来賓ご臨席のもと、当センターの賛助会員、県内の地域や職域の暴排協議会、県企業防衛対策協議会の会員の方々など、約1,000人の皆様のご参加をいただき、盛大に開催することができました。

第1部は、当センター会長の黒岩県知事と副会長の斉藤警察本部長の主催者あいさつに続き、



黒岩知事のあいさつ

暴力団追放に功労があった2団体、2個人に表彰状を贈呈し、佐藤県議会議長から来賓を代表してのご祝辞をいただき、受賞者を代表して旭区暴力団排除対策推進協議会の松本会長による大会宣言で締めくくりました。

第2部は、県警察音楽隊による演奏とステージドリルの後、県警察暴力団対策課員、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士及び当センター職員による「暴力団排除に取り組む方々の安全を守るために」と題する演劇を行うなどして、暴力団排除に向けた更なる活動の強化を誓い合い、閉会いたしました。



斉藤警察本部長のあいさつ



佐藤県議会議長の来賓祝辞



県警察音楽隊カラーガードによるステージドリル



演劇「暴力団排除に取り組む方々の安全を守るために」

暴力追放功労表彰



受賞団体及び個人の方々

1 団体功労表彰

- 神奈川県遊技場防犯協力会連合会（会長 伊坂 重憲 様）
- 日本中央競馬会横浜場外勝馬投票券発売所（所長 本間 貴之 様）

2 個人功労表彰

- 松本 榮次 様（旭区暴力団排除対策推進協議会会長）
- 渡慶次 道哉 様（座間警察署暴力団排除推進協議会会長）

建設工事等暴力団排除活動状況

公共交通機関や駅前再開発等の大規模建設工事において、関連会社、県警察、弁護士会及び暴追センターが相互に連携して、暴力団等反社会的勢力による工事への介入や、不当要求の未然防止及び排除活動により、発生事案に対する迅速・的確な対応を通じて工事の円滑な推進を図るため、神奈川県内の各建設工事現場で暴排協議会を立ち上げて活動している。

都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事暴力団等排除協議会

平成29年10月11日、羽田空港跡地地区と川崎市殿町地区を結ぶ多摩川の橋梁道路工事に伴い、都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事暴力団等排除協議会の発足式を行った。

(於：川崎市川崎区殿町工事事務所)



中央新幹線神奈川県内建設工事暴力団等排除対策協議会

平成29年2月8日、中央新幹線神奈川県内建設工事暴力団等排除対策協議会を設立し、本年9月12日、第1回定期総会を開催した。

(於：川崎市麻生区ヨネッティー王禅寺)



三崎高等学校跡地整備事業暴力団排除協議会

平成28年5月31日、三崎高等学校跡地整備事業暴力団排除協議会が発足し、
本年6月30日、同協議会第1回総会を開催した。（於：三崎警察署）



二俣川駅南口地区市街地再開発暴力団等排除推進協議会

平成25年6月10日、二俣川南口地区市街地再開発暴力団等排除推進協議会が発足し、総会を毎年開催している。（於：二俣川ライフ）



川崎駅東口地区再開発事業暴力団等排除協議会

平成27年3月17日、川崎駅東口地区再開発事業暴力団等排除協議会が発足し、
本年6月7日、第3回総会を開催した。（於：川崎警察署）



平成29年の主な暴力団排除条例適用状況

※神奈川県暴力団排除条例を適用した事案は、平成23年施行以来、昨年まで総数43件です。

番号	年月	事案概要	対象者	違反・条項	措置(処分)
1	H29.3	神奈川県内の露天商組合は、同組合の事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、極東会傘下組織総長に対し、平成26年4月頃から平成28年11月頃までの間、自己が所有する自家用普通乗用自動車は無償貸与したものである。	露天商組合	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	勧告
		暴力団は、その情を知りながらその相手方となったものである。	極東会傘下組織 総長	利益受供与 第24条第1項	
2	H29.3	神奈川県内の露天商組合は、同組合の事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、極東会傘下組織幹部を同組合に加入させた上、同人に対し、平成27年10月28日及び同年12月10日、だるま239個(卸値合計20万3千円相当)の卸売に仲介する役務を提供したものである。	露天商組合	利益供与等 (活動助長) 第23条第2項第7号	勧告
		暴力団は、その情を知りながらその相手方となったものである。	極東会傘下組織 幹部	利益受供与 第24条第1項	
3	H29.4	神奈川県内の飲食業者は、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、平成28年12月18日、稲川会傘下組織の忘年会に際し会場所及び料理(合計20万5千円相当)を提供したものである。	飲食業者	利益供与等 (活動助長) 第23条第2項第7号	勧告
		暴力団は、その情を知りながらその相手方となったものである。	稲川会傘下組織 幹部	利益受供与 第24条第1項	
4	H29.4	神奈川県内の旅館業者は、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、平成28年12月15日、稲川会傘下組織の食事会に際し会場所及び料理(合計41万4千円相当)を提供したものである。	旅館業者	利益供与等 (活動助長) 第23条第2項第7号	勧告
		暴力団は、その情を知りながらその相手方となったものである。	稲川会傘下組織 組長	利益受供与 第24条第1項	
5	H29.6	神奈川県内の土木建設業者は、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、平成28年4月15日、神戸山口組傘下組織会長から事業資金として現金45万円の融資を受けたものである。	土木建設業者	利益供与等 (出資・融資受け) 第23条第2項第2号	勧告
		暴力団は、その情を知りながらその相手方となったものである。	神戸山口組傘下組織 会長	利益受供与 第24条第1項	
6	H29.7	神奈川県内の土木建築業者は、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、稲川会幹部に対し、平成23年12月頃から平成28年12月頃までの間、稲川会関係先に対し、正月飾りである門松31門(合計金額222万円)を受注設置し、もって利益を供与したものである。	土木建築業者	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	勧告
		暴力団は、その情を知りながらその相手方となったものである。	稲川会 幹部	利益受供与 第24条第1項	



神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

賛助会員の募集

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、事業の推進を援助していただける個人、法人などの方々を賛助会員として募集しています。

1 入会手続き

- ◎入会のお申し込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み・賛助会員登録フォーム）」をクリックして、申込書に所定事項を入力し、送信してください。
- ◎入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限りさせていただきます。

2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

- ◎会費は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。
- ◎個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。
- ◎弊センターは、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が認められます。



会員プレート

もし暴力団から不当な要求があったら

■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 ☎0120-797049 ナクナレ要求
 条例専用電話 ☎0120-110675

■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

☎045-201-8930 ヤクザゼロ
 ☎045-663-8930 ヤクザゼロ